

## SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会規程

### （目的）

第1条 学校法人聖徳学園は、職員の職務に必要な知識、技能及び教養を修得させ、職員の職務能力の啓発に努めるとともにその資質の向上を図るために組織的に取り組む活動（以下、「SD」という。）を推進することを目的として、SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### （任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、SD研修規程に基づき、次に掲げる事項を審議し、SDを推進するための活動を行う。

- （1）SD推進のための研修計画の立案及び実施・運営に関すること
- （2）SD研修候補者の推薦
- （3）SD研修の採否及び研修交付金の配分案の作成
- （4）その他SDに関する事項

### （構成）

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- （1）法人本部事務局長
- （2）総務部長
- （3）大学事務局長
- （4）大学に所属する専任事務（技術）職員のうち、大学課長会で推薦された者  
羽島キャンパス、岐阜キャンパスから各1名 計2名
- （5）岐阜聖徳学園高等学校に所属する専任事務（技術）職員のうち、岐阜聖徳学園高等学校事務室で推薦された者 1名
- （6）附属学校に所属する専任事務（技術）職員のうち、附属学校事務室で推薦された者 1名
- （7）法人本部に所属する専任事務（技術）職員のうち、法人本部事務室で推薦された者 1名
- （8）嘱託事務職員のうち、法人本部事務局長に推薦された者 1名

2 異動等により、各号の委員に欠員がある場合は、すみやかに後任を推薦するものとする。

### （任期）

第4条 前条第1項第4号、第5号、第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### （運営）

第5条 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもってあて、副委員長は、第3条第1項第2号及び第3号の委員をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代理する。
- 4 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意によらなければならない。

(その他)

第6条 その他の必要事項については、委員会において定める。

(幹事)

第7条 委員会の記録その他の事務は、総務部総務・管財課が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。